

(参考資料)

(財)給水工事技術振興財団

〈法人シート／事務・事業シート(概要説明書)〉

法人シート（概要説明書）						
法人名		財団法人給水工事技術振興財団				
当省担当部局		厚生労働省健康局	担当課・室名	水道課		
沿革		平成8年の水道法の改正により新たに「給水装置工事主任技術者」の国家資格が設けられ、給水装置工事主任技術者試験を実施する機関の指定が必要となった。 指定機関は水道法25条の13の2項で民法第34条の規定により設立された法人とされ、平成9年3月3日に設立許可された。 また平成9年5月2日「給水装置工事主任技術者試験」の実施機関の指定を受けた。				
※1 役員	役員数	21	うち常勤役員数	1	うち非常勤役員数	20
	職員数	18	うち常勤職員数	17	うち非常勤職員数	1
※2 国家公務員再就職者の状況	官庁OB役員数	1(1)→0(0)	うち常勤役員数	1(1)→0(0)	うち非常勤役員数	0(0)→0(0)
	官庁OB職員数	2(2)→2(2)	うち常勤職員数	1(1)→1(1)	うち非常勤職員数	1(1)→1(1)
法人概要	目的 (何のために)	国の規制緩和の方針に沿って平成8年に水道法の一部が改正され、従来水道事業者ごとに区々であった給水装置工事業者の指定要件が全国統一的なものに明確化された。これに伴い、給水装置工事の施行技術者の国家資格が設けられた。 この改正水道法に基づく国家試験の指定機関として業務を行うほか、全国規模で給水装置工事に携わる技術者や技能者の養成並びに給水工事技術の開発及び研究を行うことにより、広く公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に設立された。				
	対象 (誰/何を対象に)	給水装置工事主任技術者試験 給水装置工事に携わる技術者を対象に国家試験を実施、平成9年度から平成21年度までに290,022名受験し、108,482名が合格した。  給水装置工事配管技能者講習会 給水装置工事、特に、配水管から分岐する工事について適切な技能を有する者を養成するため給水装置工事配管技能者の講習を平成10年度より実施し、平成20年度までに20,670名が修了した。				
	事務・事業内容 (手段、手法など)	①給水装置工事技術の普及に関する事業 ②給水装置工事技術者の養成及び訓練に関する事業 ③給水装置工事主任技術者試験実施に関する事業（指定事業） ④給水装置工事技術の開発に関する事業 ⑤給水装置工事技術の記録及び保存に関する事業 ⑥海外の給水装置技術の調査及び研究に関する事業 ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
年間収入合計 (千円) ※3	395,333	年間支出合計 (千円)	392,567	負債額 (千円)	34,858	
会費収入	0	事業費	213,671	負債相当額	34,858	
財産運用収入	3,202	管理費	175,818	その他の負債	0	
寄付金収入	0	事業に不可欠な固定資産	0	正味財産額	532,253	
補助金等収入	0	その他の支出	3,078	内部留保額	67,653	
うち国から	0	資産額	567,111	内部留保水準(%)	17	
うち独法等から	0			年間収入に占める国・独法等からの補助金等・委託費収入の割合(%)	0	
事業収入	390,573	基本財産	300,000	国・独法等からの補助金等(平成22年度見込み) ※4	0	
うち国からの委託費交付総額	0	公益事業基金	0		国からの権限付与の概要	根拠条文
うち独法等からの委託費総額	0	運営固定資産	44,147	試験を実施する指定法人を1に限り、かつ試験実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること等の条件で指定されている。		水道法第25条の13
その他の収入	978	引当資産等	120,453			
		その他の資産	102,511			

(※1) 役職員の状況は、平成22年4月1日現在。

(※2) 矢印左欄は平成22年4月1日現在。矢印右欄は平成22年10月1日現在。また、括弧内はうち厚労省出身者数の記入。

(※3) 年間収入合計等は、平成21年度決算ベースの額を記入。

(※4) 名宛ての補助金等交付の見込み額を記入。

## 事務・事業シート（概要説明書）

<b>事業名</b>	給水装置工事主任技術者試験事業（試験）				
<b>根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）</b>	水道法第25条の6、第25条の12第1項、第25条の13	<b>関係する通知等</b>	「指定試験機関の指定について」（平成9年5月2日付け衛水第174号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通達）		
<b>事務・事業概要</b>	<b>目的</b> （何のために）	平成8年の水道法改正により、従来水道事業者毎に区々であった工事業者の指定要件を全国一律とした工事事業者制度が創設されたが、その人的要件としての給水装置工事主任技術者を国家資格試験として一定の技術レベルを確保し、国民の生活や公衆衛生の向上、増進を図ることを目的とする。			
	<b>対象</b> （誰/何を対象に）	水道事業者の配水管に穴を開け、給水管を繋ぎ蛇口に至るまでの給水装置工事を施行する主任技術者としての必要な知識や技能を有しているか試験をするもの。 受験資格は実務経験3年以上。			
	<b>事務・事業内容</b> （手段、手法など）	試験は、実施計画に基づき、試験委員会を設置して試験問題を作成し、全国を8ブロックに分け、9～13会場にて、毎年10月に実施している。 受験者数は過去最大で3万8千人、最近は1万8千人と漸減している。試験監督員として主要な都市の水道職員の協力を得ている。			
	<b>事業の期限</b>	期限は無し			
	<b>事業の沿革</b>	[いつから実施] 平成9年10月26日 [指定法人の変遷] 平成9年5月1日厚生省令第47号により(財)給水工事技術振興財団 [途中で廃止していた期間の有無] 無			
<b>事業の必要性</b> （国が事業を行う必要性を含む。）	水道利用者に最も近い給水装置の工事の不良や不適正さは、漏水事故を引き起こすばかりでなく、国民の健康問題に直結する事態を招きかねない。このため、給水装置工事を実施する者には一定以上の技術力が不可欠であり、水道法では、それを担保するために工事実施の統括責任者である主任技術者に国家資格を有する者を当てなければならないこととしている。 この法制度は、かつて各市町村の水道が区々に給水装置技術者の資格を付与していたものを、規制緩和の観点から国の制度として一元化したものであり、この事業を廃止することは適切な給水装置工事が確保できなくなるとともに、市町村の水道事業に大きな混乱をもたらすことにつながる。				
<b>活動実績</b> （成果物は別紙で一覧を提出）		単位	H19年度	H20年度	H21年度
	受験申込者数	人	19,969	17,587	18,289
<b>パンフレット等の作成</b> （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		単位	H19年度	H20年度	H21年度
	試験ポスター	枚	8,500	8,500	8,500
	試験リーフレット	枚	36,000	36,000	36,000
<b>過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物</b>	平成11年度：受験申込者数37,623人 収入：664,149千円、支出：668,170千円、収支差：△4,021千円				

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>指定の必要性</b> (指定制度を廃止した場合の問題点を含む。)		<p>給水装置工事は全国津々浦々で水道水供給が継続される限り行われるものであり、それには公衆衛生上の観点を含めて常に一定以上の技術レベルが求められる。このため、工事の技術的統括者の役割を担う主任技術者にも、全国的に統一され経年的にも一貫した技術水準を求めていく必要があり、国に準じた一の機関を指定して公正で一貫性のある国家試験を継続的に実施させる現行制度は不可欠である。</p> <p>現在指定している給水工事技術振興財団は、水道事業体の全国組織である日本水道協会と、管工事業者の全国組織である全国管工事業協同組合連合会が共同出資して設立された公益法人であり、専門性や支援体制に鑑みて指定機関として相応しい。</p>
<b>指定の要件</b>		<p>水道法第25条の13には、指定法人を1に限り、かつ、試験実施計画が適切であること、実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること等としている。</p> <p>また、同法第25条の13第2項第1号の規定で、民法第34条の規定による、いわゆる公益法人であることが要件となっている。</p>
<b>現在の指定法人</b>		財団法人 給水工事技術振興財団
国（民間委託を含む。）で直接実施	<b>直接実施の可否</b>	否
	<b>想定する実施主体</b>	—
	<b>理由</b>	—
否	<b>理由</b>	<p>給水装置工事主任技術者試験は、受験者数が毎年約2万人にのぼり、試験は全国9～13会場において一斉に実施されている大規模なものである。</p> <p>また、試験業務の内容については、専門家による委員会を設置して行う試験問題の作成、試験会場の確保、受験願書の受付、受験資格審査、受験票の交付、試験の実施、採点、合格者発表等多岐にわたっており試験の実施には多大な労力を要するため、国で直接実施するのは困難である。</p> <p>なお、外部委託にあたっては、公正性、継続性等が担保される必要があることから、民間委託により公益法人要件を撤廃する場合は、現在指定試験機関に課されている守秘義務や事業計画等の認可のほか、事業の継続性等を担保するための新たな委託に当たっての要件についての検討が必要になる。</p> <p>さらに、仮に民間に委託し毎年競争入札で公募する場合、事業実施主体がしばしば変更されることが予想され、受験者の混乱を招くことや安定した試験事業が実施出来ない恐れがある。また、給水装置工事主任技術者試験の試験委員には、水道事業体の職員も委嘱されているが、営利を目的とする民間事業者が委託した場合には、水道事業体から協力が得られなくなる恐れがある。</p>
登録制度への移行	<b>移行の可否</b>	否
	<b>理由</b>	<p>給水装置工事主任技術者試験については、現在、一つの指定機関が試験を実施しているが、登録制度が実施され複数の機関が試験を実施する場合には、一律であるべき試験の水準や試験の実施方法を維持できず、受験者の混乱を招く可能性がある。</p> <p>さらに、試験問題の秘密保持に係るリスクの増大等、試験の適性かつ確実な実施に支障を来すおそれもあることから、試験機関の指定を登録制度に変更することは困難であると考えられる。</p>
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		<p>受験者数は減少傾向にあるため、今後とも事業の効率化・経費節減に努めていく。</p>

事務・事業シート（概要説明書）

事業の収支状況（千円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
収入		398,196	352,990	344,795	311,165	315,990	1,723,136
手数料（利用者負担）		398,196	352,990	344,795	304,001	315,409	1,715,391
国からの補助金		0	0	0	0		0
その他（ ）					7,164	581	7,745
支出		376,793	357,089	317,784	321,663	314,269	1,687,598
収支差		21,403	-4,099	27,011	-10,498	1,721	35,538
		平成21年度決算		人件費			
コスト	事業費	169,604 千円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費	94,947 千円			常勤職員	87,659 千円	13 人
	管理費	49,718 千円			非常勤職員	7,288 千円	1 人
	総計	314,269 千円			※概算人件費には短期の非常勤職員分含まれている。		
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（決算額）			
これまでの予算額等（千円）		317,784	321,663	314,269			
内訳	事業費計	163,903	175,212	169,604			
	委託料	52,414	61,933	63,257			
	会場借上料	14,921	20,982	17,097			
	通信運搬費	19,602	19,115	17,393			
	電算処理費	17,406	16,102	16,174			
	諸謝金	15,356	14,420	13,308			
	その他	44,204	42,660	42,375			
	管理費計	153,881	146,451	144,665			
平成22年度の国からの財政支出見込額（千円）	0						

【これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
[日付] 平成22年3月31日 [内容] 現在の厚生労働行政経験者の専務理事は、遅くとも平成22年9月末日までに退任すること。また、後任者を任命しようとする場合には、公募により後任者の選考を行うこと。	大臣指示	①	平成22年9月30日 厚生労働省出身者の専務理事退任に伴い、公募により、10月1日厚生労働省出身以外の新専務理事が就任した。	

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
[日付] 平成21年9月30日 [内容] 資格の取得に必要な試験や講習を実施している公益法人等の常勤役員に、中央省庁などのOB計138名が在籍している。これは、常勤役員ポストの約7割を占めていた。	東京新聞	①	平成22年9月30日 厚生労働省出身者の専務理事退任に伴い、公募により、10月1日厚生労働省出身以外の新専務理事が就任した。	